

## 船舶事故調査報告書

平成31年1月9日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	操縦者死亡
発生日時	不明（平成30年8月26日 11時04分ごろ～11時05分ごろの間）
発生場所	福島県北塩原村小野川湖 <small>きたしおぼら おのがわ</small> <small>あきもと</small> 秋元三等三角点から真方位333° 1,600m付近 （概位 北緯37° 40.7′ 東経140° 06.3′）
事故の概要	プレジャーボートアテックスは、操縦者が落水して溺死した。
事故調査の経過	平成30年8月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート アテックス、5トン未満 230-53800福島、個人所有 3.21m (Lr) × 1.35m × 0.58m、軽合金 ガソリン機関、9.60kW、平成26年5月23日（第1回定期検査）
乗組員等に関する情報	操縦者 男性 27歳 操縦免許 なし
死傷者等	死亡 1人（操縦者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 2、視界 良好 水象：湖上 平穏、水温 約23℃
事故の経過	本船は、操縦者が1人で乗り、小野川湖で開催される釣り大会に参加する目的で、平成30年8月26日06時40分ごろ他の参加者と共に同湖南西部のキャンプ場（以下「本件キャンプ場」という。）付近の湖岸を出発した。 釣り大会主催者の担当者（以下「本件主催者」という。）は、小野川湖北部付近の湖岸にボートが漂着している旨を他の参加者から聞き、本件キャンプ場の運営者が所有する船舶に同乗して現場に向かったところ、14時ごろ本船が無人の状態で乗り揚げていることを確認したので、他の関係者と共に操縦者の捜索を始め、本件キャンプ場の従業員が119番通報を行った。

本船は、発見されたとき、電動船外機が船首上部に格納されており、船尾の船外機は停止していたが、クラッチレバーが前進に入った状態でスロットルが開いており、ある程度の速力で湖岸に乗り揚げた状態であった。(写真1参照)



写真1 本船

本船は、本件主催者がGPS機能付き魚群探知機の航跡を確認したところ、11時04分ごろ～11時05分ごろに数百m北東進して右に約15°変針した後、約50m東北東進して湖岸に乗り揚げていた。

本件主催者は、本船が右に変針している辺り(本船の発見場所から西南西方50m付近)の湖面を確認したところ、水面下に立ち木(以下「本件立ち木」という。)があり、その上部に接触痕を認めた。

本件立ち木は、通常、水面下約1mのところとその上部が位置していたが、本事故当時、雨不足や猛暑の影響で減水して小野川湖の水位が低下しており、水面下約20cmのところとその上部が位置していた。

小野川湖では、本事故当時、水面下約2mまで水中を見ることができた。

操縦者は、警察、消防等により捜索が行われていたところ、28日10時53分ごろ本件立ち木付近の湖底(水深約10m)で地元の消防団により発見されて引き揚げられ、溺水による窒息死と検案された。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

その他の事項

操縦者は、平成29年2月ごろ本船を中古で購入し、月に4～5回ほど湖や沼などで本船に乗船してバス釣りを行っていたものの、操縦免許を取得していなかった。

操縦者は、本事故の約1年前から釣り大会に参加していたが、本件主催者が開催する釣り大会に参加するのは初めてであった。

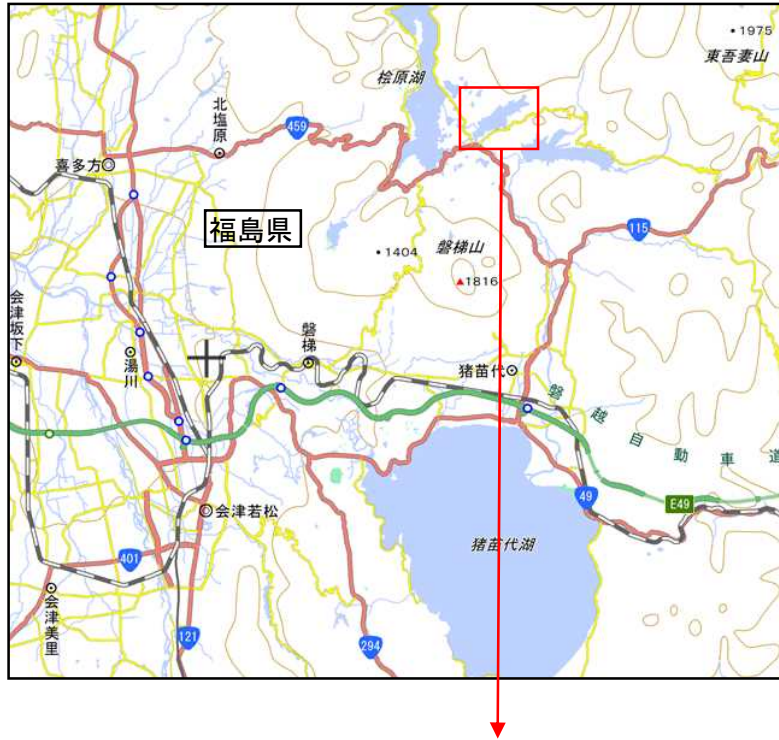
操縦者は、本事故前日の夜に自家用車で本船をけん引して本件キャンプ場に到着し、車内に泊まった後、釣り大会に参加していた。

操縦者が着用していた救命胴衣は、手動膨脹式のベルト型救命胴衣であり、操縦者が発見されたとき、膨脹させるための紐ひもが引かれておらず膨脹していなかった。

操縦者は、ふだんから救命胴衣を着用しており、以前、自動膨脹式

	<p>のベルト型救命胴衣を使用していたが、自宅で誤作動により膨脹したので、手動膨脹式のベルト型救命胴衣に替えていた。</p> <p>本船発見時、本船には、操縦者の携帯電話（非防水型）、釣り道具、飲料水等が残されていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>操縦者の死因は、溺水による窒息死であった。</p> <p>本船は、GPS機能付き魚群探知機に11時04分ごろ～11時05分ごろの航跡が残っており、同航跡付近の湖底で操縦者が発見されたことから、小野川湖において、11時04分ごろ～11時05分ごろの間に操縦者が落水したものと考えられる。</p> <p>操縦者は、本船が本件立ち木付近で右に約15°変針していたこと、本件立ち木の上部に接触痕があったこと、及び操縦者が本件立ち木付近の湖底で発見されたことから、本船が本件立ち木に接触した衝撃により、落水して溺死したものと考えられるが、それらの状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>操縦者は、小型船舶操縦士の免許を受有しておらず、小型船舶操縦者として本船に乗船してはならなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、小野川湖において、操縦者が落水して溺死したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湖や沼などでは、減水により水位が低下するので、水中の障害物に注意して航行すること。</li> <li>・小型船舶操縦士の免許を受有していない者は、小型船舶操縦者として小型船舶に乗船しないこと。</li> <li>・救命胴衣の使用方法を理解しておくこと。</li> <li>・防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を常に身に付け、落水した際の連絡手段を確保しておくことが望ましい。</li> <li>・船舶を使用する釣り大会の主催者においては、参加者の操縦免許の有無の有無、救命胴衣の型式、連絡手段の確保の状況を確認するなど、安全面に配慮することが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図



※国土地理院Webサイトの地理院地図使用